



2026 年 8 月 24 日

各 位

会社名 日本ドライケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 亀井 正文
(コード番号：1909 東証スタンダード)
問い合わせ先 企画・I R部長 矢尾 拓麻
TEL. 03-5815-5050

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 24 日付プレスリリース「臨時株主総会の開催並びに株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2026 年 9 月 13 日まで整理銘柄に指定された後、2026 年 9 月 14 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

（1）併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式 4,400,000 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

26,808,458 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

26,808,464 株

(注) 当社は、2026 年 7 月 24 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 15 日付で当社が所有する自己株式 1,918,784 株（2026 年 7 月 7 日時点で当社が所有する自己株式 1,912,544 株に、当社が今後自己株式として無償取得する予定の、譲渡制限付株式合計 6,240 株を加えた数に相当）を消却することを決議しております。上記「減少する発行済株式総数」及び「効力発生前における発行済株式総数」は、当該自己株式消却後の発行済株式総数を前提としております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

6 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

24 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、TCG2511 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び ALSOK 株式会社（以下「ALSOK」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の当社株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その所有する端数に

応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が2026年9月14日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が当社の株主を公開買付者及びALSOKのみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであることを踏まえ、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年9月15日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様所有する当社株式の数に、公開買付者が2026年5月14日から2026年6月29日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である3,730円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
TCG2511 株式会社（公開買付者）
- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
当社は、公開買付者が本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を確保できることを、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された出資証明書及び融資証明書により確認しております。
また、公開買付者によれば、当該売却代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識されていないとのことです。
したがって、当社は、当該代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。
- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み
当社は、本株式併合の効力発生後、2026年9月下旬を目途に裁判所に対して、上記許可を求める申立てを行い、許可を得た上で、2026年10月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却代金を株主の皆様に交付す

るために必要な準備を行った上で、2026 年 12 月下旬を目途に交付することを見込んでおります。許可を得られる時期は裁判所の状況等により変動し得ます。なお、当該売却代金は、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026 年 9 月 16 日に効力が発生する予定です。

- （1） 第 1 号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の規定により、本株式併合の効力発生日において、当社の発行可能株式総数につき 24 株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。当該みなし変更の内容を当社定款の記載に反映し、より明確化するため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- （2） 第 1 号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、会社法第 165 条第 2 項の規定による市場取引等による自己の株式の取得に係る現行定款第 8 条（自己の株式の取得）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （3） 第 1 号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 6 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元の株式の数を 100 株としている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 7 条（単元株式数）を削除するとともに、現行定款第 9 条（株式取扱規則）中の「単元未満株式の買取り」に係る文言を削除し、第 7 条の削除に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- （4） 第 1 号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及び A L S O K のみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に係る現行定款第 11 条（基準日）及び株主総会資料の電子提供措置に係る現行定款第 16

条（電子提供措置等）は、その必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、これらの規定を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026 年 8 月 24 日（月）
整理銘柄指定日	2026 年 8 月 24 日（月）
当社株式の最終売買日	2026 年 9 月 11 日（金）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026 年 9 月 14 日（月）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026 年 9 月 16 日（水）（予定）

以上